

重要事項説明書

様

訪問看護ステーションぽかぽか

072-361-4999

訪問看護 重要事項説明書 (医療保険)
(2025年5月現在)

指定訪問看護事業者 訪問看護ステーションぽかぽか

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者様の意思及び人格を尊重し、利用者様の立場に立った適切な訪問看護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

実施する事業は、利用者様が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者様の意思及び人格を尊重した利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。また、事業に当たっては、利用者様の所在する市町村、保健医療サービス及び福祉サービス等の他の関係機関の者との連絡に努めるものとする。

2 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションぽかぽか
事業者	医療法人 好寿会
代表者	理事長 片岡 尚
所在地	大阪府堺市美原区今井380番地
電話番号	072-361-4999
事業所番号	6690016 号

3 職員の職種、員数及び職種内容

2025年5月現在

区分	資格	常勤(人)	非常勤(人)	兼務	職務内容計(人)	計(人)
管理者	看護師	1	0	1	管理業務	1
訪問看護師	看護師	17	2	1	訪問看護業務	20
事務職員		2	1	0	事務業務	3

4 営業日及び営業時間

平日	9:00~17:00
休業日	日・祝日・年末年始(12月31日~1月3日)
24時間緊急時体制	営業日・時間外は、携帯電話への連絡となります。(要契約)

5 当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談・苦情窓口

電話番号	072-361-4999
苦情相談担当者	管理者: 鹿岡友里
苦情受付対応時間	月~金 9:00~17:00 (祝日及び12月31日~1月3日を除く)

当事業所以外に、市役所の苦情窓口・大阪府国民健康保険団体連合会等に苦情を相談できます。

6 訪問看護の提供方法及び内容

(1) 提供方法

主治医の指示書に基づき、利用者の自宅で看護師等が具体的な看護・健康相談・指導を行なう。

(2) 内容

- ①健康状態の観察、健康相談
 - ・ 血圧、体温、脈拍、呼吸の測定
 - ・ 心の健康相談 など
 - ②日常生活の看護
 - ・ 身体清潔のケア（清拭、洗髪など）
 - ・ 床ずれ予防及び手当
 - ③在宅リハビリテーション看護
 - ・ 体位変換、関節などの運動
 - ④精神、心理的な看護
 - ・ 不安な精神心理状態のケア
 - ・ 社会生活への復帰援助
 - ⑤認知症の看護
 - ・ 認知症の介護相談
 - ⑥介護相談
 - ・ 病状、介護、日常生活に関する相談
 - ・ 医療、福祉サービスの紹介など
 - ⑦その他、医師の指示による医療処置
- ・ 病状の観察と相談
 - ・ 排泄のケア
 - ・ 療養環境の整備
 - ・ 日常生活動作の訓練（食事、排泄）
 - ・ 生活リズムの取り方
 - ・ 事故防止ケア、服薬ケア
 - ・ 悪化防止、事故防止の相談など
 - ・ 介護及び家族の精神的支援

7 利用料金 別紙 1 をご参照ください。

8 事故発生時の対応

- ・ 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- ・ 前項の事故の状況及び事故に関して取った処置について記録する。
- ・ 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 緊急時の対応

サービス提供により緊急事態が発生した場合は、速やかに当該利用者のご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

〈以下の手順で対応〉

I 緊急度・治療の必要度を判断する

- ① 生命の危機（意識なし、呼吸なしなど）
- ② 即、入院治療が必要な程度の状態
- ③ 往診・外来受診による検査・治療が必要な程度の状態
- ④ 経過観察でよい場合

※判断が難しい時は、主治医または管理者に相談

II 主治医などに報告

- ・ 主治医または管理者に連絡・状況説明
- ・ 医師の指示を受ける

III 利用者への必要な対応を行う

- 入院の手配 外来受診の手配
- ・ 入院・外来受診先の指示受け
- ・ 移送手段の選択
- ・ 必要物品の準備

IV その後の連絡・対応を行う

緊急時および事故発生時においては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします	
利用者の主治医	
氏名	先生
医療機関の名称	
所在地	
電話番号	
利用者のご家族（緊急連絡先）	
氏名	
続柄	
住所	
電話番号	

10 社会情勢及び天災

- ・社会情勢の急激な変化、地震、風水害などの著しい社会秩序の混乱などにより、日程、時間の調整をさせていただく場合や、訪問看護を中止させていただく場合があります
- ・社会情勢の急激な変化、地震、風水害などの著しい社会秩序の混乱などにより、訪問看護の提供が遅延、もしくは困難となった場合、それによる損害賠償責任を当ステーションは負う事ができません。

11 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は硬く秘密を保持します。従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

12 虐待

（虐待防止のための措置に関する事項）

事業者は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする

- （1）責任者の選定（責任者 鹿岡友里）
 - （2）虐待を防止するための従業員に対する研修を実施する（年1回以上）
 - （3）虐待等に対する相談窓口の設置をする
 - （4）虐待防止指針に基づいて適切な対応をする
- （身体拘束の禁止）

- （1）利用者又は利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- （2）身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載する。

13 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ②看護師等は健康保険法上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。
- ③看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ④事業用車への利用者の乗車・飲酒状態での訪問看護利用は対応できませんのでご了承ください。
- ⑤お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

14 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でご相談下さい。

訪問看護計画作成と同時に申し込みをしていただき、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の2営業日前までに文書または口頭でお申し出下さい。

②当事業者の都合でサービスを終了する場合

事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもってこの契約を解約することができます。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ・ 2週間以上利用者と連絡が取れなくなった場合

(3) サービスの終了時の援助

契約を解約又は終了する場合には、事業者はあらかじめ、必要に応じて主治医及びその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

(4) その他

・ 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず支払わない場合、または利用者やご家族などが当事業者や当事業者のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書または口頭で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(別紙 1)

指定 訪問 看護 サービス利用料 について

1 訪問看護サービスの利用料と自己負担額の目安

(1) 健康保険制度、後期高齢者医療制度等による訪問看護サービスの利用料は、
 ア 訪問看護 基本療養費 (または精神科訪問看護基本療養費)、イ 訪問看護管理療養費、
 ウ 訪問看護情報提供 療養費 の 合計 額 になります。

アー1 訪問看護基本療養費 (1日につき)

(単位:円 / 回)

項目		利用料	自己負担額の目安			
			1割	2割	3割	
基本療養費	訪問看護基本療養費 (I)※1	週3日目まで	¥5,550 (¥5,050)	¥555 (¥505)	¥1,110 (¥1,010)	¥1,665 (¥1,515)
		週4日目以降	¥6,550 (¥6,050)	¥655 (¥605)	¥1,310 (¥1,210)	¥1,965 (¥1,815)
	訪問看護基本療養費 (II)※2	週3日目まで	¥5,550 (¥5,050)	¥555 (¥505)	¥1,110 (¥1,010)	¥1,665 (¥1,515)
		週4日目以降	¥6,550 (¥6,050)	¥655 (¥605)	¥1,310 (¥1,210)	¥1,965 (¥1,815)
	訪問看護基本療養費 (III)※3		¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550
	加算	難病等複数回訪問加算 ※4	1日に2回	¥4,500	¥450	¥900
3回/日以上			¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
長時間訪問看護加算 ※5		¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560	
複数名訪問看護加算※6		他の看護師	¥4,300	¥430	¥860	¥1,290
		他の准看護師	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140
夜間・早朝訪問看護加算 ※7		¥2,100	¥210	¥420	¥630	
24時間対応体制加算 ※8		¥6,400	¥640	¥1,280	¥1,920	

()内は准看護師が訪問した場合

- ※1 訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費
- ※2 同一建物に居住する複数の利用者へ 同一日に訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の療養費
- ※3 入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき、サービスを行った場合に入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等においては2回)に限り 算定します。
- ※4 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して1日2回以上の訪問が必要な場合
- ※5 人工呼吸器を使用している状態等にある利用者に対して、1回の訪問看護の時間が1時間30分を超えた場合
- ※6 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護職員とサービスの提供を行う場合
- ※7 夜間(午後6時から午後10時まで)または早朝(午前6時から午前8時まで)にサービスの提供を行う場合
- ※8 24時間対応を契約された方は【24時間対応体制加算】が月の初回に加算になります。

ア-2 精神科 訪問看護基本療養費 (1日につき)

(単位:円/回)

項目		利用料	自己負担額の目安			
			1割	2割	3割	
基本療養費	精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)※1	週3日目まで 30分以上	¥5,550 (¥5,050)	¥555 (¥505)	¥1,110 (¥1,010)	¥1,665 (¥1,515)
		週3日目まで 30分未満	¥4,250 (¥3,870)	¥425 (¥387)	¥850 (¥774)	¥1,275 (¥1,161)
		週4日目以降 30分以上	¥6,550 (¥6,050)	¥655 (¥605)	¥1,310 (¥1,210)	¥1,965 (¥1,815)
		週4日目以降 30分未満	¥5,100 (¥5,050)	¥510 (¥505)	¥1,020 (¥1,010)	¥1,530 (¥1,515)
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅱ) 同一日に2人 ※2	週3日目まで 30分以上	¥5,550 (¥5,050)	¥555 (¥505)	¥1,110 (¥1,010)	¥1,665 (¥1,515)
		週3日目まで 30分未満	¥4,250 (¥3,870)	¥425 (¥387)	¥850 (¥774)	¥1,275 (¥1,161)
		週4日目以降 30分以上	¥6,550 (¥6,050)	¥655 (¥605)	¥1,310 (¥1,210)	¥1,965 (¥1,815)
		週4日目以降 30分未満	¥5,100 (¥4,720)	¥510 (¥472)	¥1,020 (¥944)	¥1,530 (¥1,416)
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) 同一日に3人以上 ※2	週3日目まで 30分以上	¥2,780 (¥2,530)	¥278 (¥253)	¥556 (¥506)	¥834 (¥759)
		週3日目まで 30分未満	¥2,130 (¥1,940)	¥213 (¥194)	¥426 (¥388)	¥639 (¥582)
		週4日目以降 30分以上	¥3,280 (¥3,030)	¥328 (¥303)	¥656 (¥606)	¥984 (¥909)
		週4日目以降 30分未満	¥2,550 (¥2,360)	¥255 (¥236)	¥510 (¥472)	¥765 (¥708)
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)※3		¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550
	長時間訪問看護加算 ※4		¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560
	加算	他看護師等	1回/日			
			①同一建物内1人又は2人	¥4,500	¥450	¥900
③同一建物内3人			¥4,000	¥400	¥800	¥1,200
2回/日						
①同一建物内1人又は2人			¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700
③同一建物内3人			¥8,100	¥810	¥1,620	¥2,430
3回以上/日						
①同一建物内1人			¥14,500	¥1,450	¥2,900	¥4,350
②同一建物内2人			¥14,500	¥1,450	¥2,900	¥4,350
③同一建物内3人			¥13,000	¥1,300	¥2,600	¥3,900
複数名訪問看護加算 ※5		他准看護師	1回/日			
			①同一建物内1人又は2人	¥3,800	¥380	¥760
		③同一建物内3人	¥3,400	¥340	¥680	¥1,020
		2回/日				
他看護師等	①同一建物内1人又は2人	¥7,600	¥760	¥1,520	¥2,280	
	③同一建物内3人	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040	
		3回以上/日				

	看護補助者又はPSW※6	①同一建物内1人又は2人	¥12,400	¥1,240	¥2,480	¥3,720
		③同一建物内3人	¥11,200	¥1,120	¥2,240	¥3,360
		①同一建物内1人	¥3,000	¥300	¥600	¥900
		②同一建物内2人	¥3,000	¥300	¥600	¥900
		③同一建物内3人	¥2,700	¥270	¥540	¥810
		夜間・早朝訪問看護加算 ※7	¥2,100	¥210	¥420	¥630
深夜訪問看護加算 ※8		¥4,200	¥420	¥840	¥1,260	
精神科複数回訪問加算 1日につき	2回/日					
	①同一建物内1人又は2人	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
	③同一建物内3人	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200	
	3回以上/日					
	①同一建物内1人又は2人	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	
	③同一建物内3人	¥7,200	¥720	¥1,440	¥2,160	
24時間対応体制加算 ※9		¥6,400	¥640	¥1,280	¥1,920	
訪問看護医療DX情報活用加算		¥50	¥5	¥10	¥15	

()内は准看護師が訪問した場合

- ※1 精神訪問看護指示書および精神訪問看護 計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費
- ※2 同一建物に居住する複数の利用者へ同一日に精神訪問看護指示書および精神訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の療養費
- ※3 入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、精神訪問看護指示書および精神訪問看護計画書に基づき、サービスを行った場合に入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等においては、2回)に限り算定します。
- ※4 1回の訪問看護の時間が1時間30分を超える場合(特別指示がある場合週1回のみ)
- ※5 主治医の指示の下、利用者の同意にて、看護職員が同時に複数の看護職員とサービスの提供を行う場合
- ※6 週1日を限度
- ※7 夜間(午後6時から午後10時まで)または早朝(午前6時から午前8時まで)にサービスの提供を行う場合
- ※8 深夜(午後10時から翌6時まで)にサービスを行う場合
- ※9 24時間対応を契約された方は【24時間対応体制加算】が月の初回に加算になります。

イ 訪問看護管理療養費(1日につき)

ウ 訪問看護情報提供療養費

(単位:円/回)

項目	利用料	自己負担額の目安		
		1割	2割	3割
イ 訪問看護管理療養費				
訪問初日/毎月	¥7,440	¥744	¥1,488	¥2,232
2日目以降/毎月	¥3,000	¥300	¥600	¥900
退院時共同指導加算(適応時)	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
退院支援指導加算(適応時)	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
在宅患者連携指導加算(適応時/月1回まで)	¥3,000	¥300	¥600	¥900
在宅患者救急時等カンファレンス加算(適応時/月2回まで)	¥2,000	¥200	¥400	¥600
ウ 訪問看護情報提供療養費(月1回)	¥1,500	¥150	¥300	¥450

2. その他の費用等について

(1) 保険対象外となる利用料

サービスを提供するにあたって、以下の内容に該当する場合は、医療保険の対象外となりますので、医療保険サービスの自己負担額に以下の料金が追加されます。

項目	内容	料金(税込)
交通費※1	事業所から片道20km以上	10kmごとに¥100加算
キャンセル料※2	訪問時に不在だった場合	¥500
所定時間を超える訪問看護	90分を超える場合	30分につき¥2,500
営業日外の利用	営業日及び営業時間外での訪問看護	¥5,000

※1 事業者の自動車やバイクを使用した場合。なお、公共交通機関(夜間・早朝・深夜はタクシーを利用した場合を含む)を使用した場合はその実費をご請求いたします。

※2 訪問予定日の前日17時(前日が定休日の場合は訪問予定日の前の最終営業日の17時)までにお電話いただければキャンセル料はかかりません。

※3 利用者の自己負担額は、原則、被保険者証に記載されている負担割合により算定された額となりますが、生活保護法に基づく医療扶助や自立支援医療等の公費負担医療制度を受けている場合はこの限りではありません。

以上

訪問看護申込書

医療法人好寿会
訪問看護ステーション ぽかぽか
片岡 尚 殿

年 月 日

私は、訪問看護サービスを利用するにあたり、重要事項の説明および重要事項説明書の交付を受けて、 年 月より訪問看護を利用したいので申し込みします。

利用者

住所

電話

生年月日

性別

氏名

印

※利用者代理人を選任した場合

代理人氏名

印

事業者

事業者
所在地
代表者

医療法人 好寿会
大阪府堺市美原区今井380番地
理事長 片岡 尚

印

事業所

事業所
所在地
管理者

訪問看護ステーション ぽかぽか
大阪府堺市美原区今井380番地

印

同意書（24時間対応体制加算）

訪問看護ステーション ぽかぽかでは、
通常の訪問看護は営業時間内（月～土（日・祝を除く）9：00～17：00）に行っておりませんが、夜間・緊急時に対応が出来る体制をとっております。
時間外の連絡方法としては、下記の連絡先にお電話下さい。

連絡先…訪問看護ステーション ぽかぽか

住所 堺市美原区今井380番地

電話 080-3861-3506

080-3861-3507（つながらない場合はこちらにおかけください）

- ※ 別件対応中などにより、状況によってはすぐに電話に出れない・対応できない場合もございますのでご了承下さい。
- ※ 電話対応者は、訪問スタッフが交代制で対応しております。ご自身を担当する看護師が対応するということではありません。また、メールでの連絡については、対応出来ません。
- ※ この電話はあくまで緊急時の連絡先です。
相談内容によっては、定期訪問時に日々関わっている担当看護師にご相談されることをお勧めする場合があります。
- ※ 緊急時の移動手段として、安全面を考慮しタクシーを利用（利用者負担）いたします。
- ※ ご利用に際しては、別途利用料がかかります。管理者までご確認頂きますようお願いいたします。
- ※ キャンセル・苦情のご相談に関しては、この電話ではお受けできません。営業時間内に事業所電話（072-361-4999）へご相談下さい。
- ※ 営業時間外に電話相談・訪問依頼が入った事は、速やかに主治医の属する医療機関へ報告いたします。

同意年月日 年 月 日

私は、貴訪問看護ステーションの24時間対応体制についての説明を受け、緊急時の場合の電話による相談又は訪問看護を利用するため、24時間対応体制加算を算定することに同意します。

署名

印

住所

電話

訪問看護ステーション ぽかぽか